

カーを取付け、全村一時に、又部落ごとにも通達公示事項を即座に知らし、村民の意見も聞き、高級機による放送が安価に聴けるといつた仕組になつてゐる。又村内の要所に大拡声器を取付け、田畑で働きのながらラジオが楽しまれ、集会に出なくても講演会が開け、素人演芸コンクールもできれば、病害虫防除も適時に指導できるし、村会傍聴も家庭でいつた調子。先頃も猪が出たので即時猟師に知らせ、野荒しのギヤングも忽ち退治した。泥棒などは恐れをなして寄り付きません、と村長さんは鼻高々。こういう一例の記事が載つてゐるのでありますが、こういった趨勢は、今後やはり農村の地帯でなくても、こういった意味の共同聴取施設が、有線放送施設が殖えるのではないかと、いつ見込みを私は持ちますので、本法案が三十日以内に公布されることになつておりますが、願わくは次の休会明けまでに、かかる状況を全国的に調査したものを一つ資料として本委員会の委員に配付願えるように御指図願ひたいと思つてあります。

○委員長(寺尾豊君) さよう取計らいます。

○委員長(寺尾豊君) なお一昨日、衆議院より申入れのありました国際放送の決議案、これに對しましては、衆議院のほうでは関係方面のほうからOKがあつたのであります。恐らく衆議院においては二日の本会議に上程をせられる予定のこととあります。本院がこれを如何に取計らうかということ、山田委員からの一応御発言もありましたが、なほ統いて他の委員からこの問題について御意見を承わりたいと思ひます。

○大島定吉君 国際放送再開促進に関する決議案は、一昨日山田委員からいろいろ御意見の発表がありまして、山田委員の御意見は誠に一応私も納得はできて、御尤もと考えておりますが、一面におきまして、みづから民主的、文化的国家として立直る、甦生する日本の実情を見まして各国に知らしめるということが、山田君の御懸念される国際的楚歌の現在におきましますよりもプラスが多いのじやないか、こんなふうな考えます。なお且つ衆議院におきましては、すでにOKを以て、二日の本会議に上程するやに承つておりますので、できるならば衆議院と同調して、歩調をとつて、これを本会議に上程して可決して置いたら一層よいのではないかと、かように考えますので、皆さんの御意見をお諮り願ひたいと思ひます。私はそういつた意味におきまして、この決議案上程に賛成の意を表するものであります。

○水橋藤作君 一昨日でしたか、この決議案を上程されるときに私質問したのですが、決議をしまして、OKをとつたとするならば、その着手には三億かかるのです。一千万円か金がないが、三億かかる。決議してさて実施に移るときに、つまり金のない仕事をするということに対して、これに對する方法を何らかはつきりとすれば、我々は決議することいいと思ふ。決議して見ても目的を達しられないじやないか、経済的に……でししたらば、決議したことが意味をなさないじやないかというふうな思ふのですが、この点一つはつきりした見通しがあるならば、決議しても別に考えるあらがあると思ふのですが。

○新谷實三郎君 私はまだ緑風会全体の意向を取りまとめたわけではないので、実は今日のうちに取りまとめて見たいと思つております。従つて今申し上げることは、私自身の個人的な意見になるかと思ひますけれども、私の考えでは、この国際放送を開始するということは、これは一日も早くなければならぬと考えるわけでありまして、ただ遺憾ながら昨日当局から説明がありまして、或いは予算面におきましても、或いは国際放送を実施するに於いての各国の間の打合せにつきましても、まだやらなければならぬことが相当たくさん残つておるやうに思ふのでありまして、若し各国の間で打合せができて、そうして予算もたれておつて、今実施する段取りになつておりましたらば、あえて決議をしなくても、我々としてはそれが、国際放送がいけないと言つて反対をする理由はないと思ふのであります。本院といたしまして、決議をいたしますのは、むしろ国際放送を一日も早くやるというように準備を早く進めなさいと、こういう意味において決議をすることになるのでありますから、本院の意思表示をしますことによつて、関係官庁が予算的に、或いは施設のほうでも、或いは諸外国との交渉におきましても、急速に準備を進められることになると思ひますので、實際面としては山田さんの言われたよ

うなことも、これは勿論御尤もな点も私は多いと思ひますけれども、これが実施の段取りに行きますのには、ここで本院が決議をして、それに従つて関係官庁が非常に準備を進められましても、なほ半年や一年かかるのじやないかと考えるのであります。そういう意味におきまして、私は早くこれを決議をして、本院の意思を明らかにして、そして関係官庁がその線に沿つて急速に準備を進められるというようにするのが實際的であり、又適當であると考えております。

○山田節男君 電波監理委員会委員長にでもお答え願ひますか……。これは私の決議案について一昨日意見を申し上げたのですが、先ほど橋本衆議院議員からお聞きすると、衆議院では社会党もこれに同調して決議案の上程に賛成しておるということを聞いたのであります。ただ問題は、先ほど新谷委員の言われたやうに、こういうものはとても半年や一年でできないかも知らん、であるからして、ただ速かな準備措置を行うという御意見であります。のだと、こういう御意見であります。が、講和条約が果して噂されること、今年の半ば頃にはできるかどうか、もうすでに半ば近い今日になつて、その見通しはないのであります。佐藤参議院議長は言われるやうに、講和条約は今年中に妥結できないかも知らんという見方すらあるのでありますから、私もこの決議案を出されても、何らそういう意味で、すぐ実現するという意味で申上げたのじやないものであります。私の個人的意見として申上げたことは、講和条約前に若し再開された場合にお

いて、今日の国際情勢の分析から見ても、又国際放送の現状を見れば、決して一國の正しい姿を海外に放送するというだけの放送になり得ないという可能性が非常に濃いつたことを杞憂して、私意見を申上げたのであります。ただ問題は昨日も網島副委員長に技術面をお聞きしたのですが、国会両院がかような決議案を通した場合に、電波監理委員会として技術的に、例えば波長の割当等において、それからその国際放送への数億円を要する施設と、又期間的に見て、時間的に見てどのくらいかかるというお見通しなのか、この点をつわつかる程度において御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富安謙次君) 只今お尋ねのありました国際放送が、関係方面の了解を得まして、これを實現するということになるならば、周波数の面においてすぐに實現するといふことが、できるやうなふうになつてゐるのか、又施設の上において、これに應ずるものが整つていて實現することが可能であるのかという二つの点のお尋ねと了解いたしました。施設の面について申し上げます。これは戦争中におきまして、数個の設備機械によりまして、随分広い範囲に亘りまして海外放送を實施いたしておたのであります。その施設が勿論全部ではありませんが、今日なほお使つと思へば直ちに使い得るやうな、いわゆる遊休の状態にある部分が電氣通信省の施設としてあるものであります。これを使うといふことは可能である状態にあるのであります。それから又周波数の関係につきましまして、前に日本として使つておりましたのを、関係方面が一時禁止を

いたして、今日の国際情勢の分析から見ても、又国際放送の現状を見れば、決して一國の正しい姿を海外に放送するというだけの放送になり得ないという可能性が非常に濃いつたことを杞憂して、私意見を申上げたのであります。ただ問題は昨日も網島副委員長に技術面をお聞きしたのですが、国会両院がかような決議案を通した場合に、電波監理委員会として技術的に、例えば波長の割当等において、それからその国際放送への数億円を要する施設と、又期間的に見て、時間的に見てどのくらいかかるというお見通しなのか、この点をつわつかる程度において御説明願ひたいと思ひます。

いたしたのであります。併しながら昨日もここで他の政府委員からお答えをいたしましたように、関係方面からその禁止を解除して参りましたので、若し関係方面の了解をさえとりつけることができれば、直ちに使い得る周波数はあるのだというに御了解をお願いいたしとう存じます。

○山田節男君 今富安電波監理委員長のお答えで、大体その外貌がわかつたわけでありますが、これは私は個人の意見として申し上げておるわけですが、先ほど新谷委員或いは大島委員からの御意見がありましたように、これは私全面的に賛成です。ただ私固執するようですが、そういうたような施設がすでもうあり、波長の割当も使い得るということになって、講和条約前に国際放送を実施するということには多分な危険があるという事は、日本のやはり現在の憲法の建前から、これが濫用、濫用という語弊がありますが、日本の憲法に違反するような事態が十分規正された上で放送されることを、私は非常な重要なことだということの意見は私は今も変りません。そこで文句ですが、決議案の文であります、この点をそういう部面から、一つそういう観点から、それを審議して頂いて、それから委員長は……、これはまあ決議案の上程の説明に当られる人があるわけでありますが、その説明の場合に、そういった方面の警戒した意味の提案趣旨の一つ弁明を頂くということにして頂きますれば、私はこれに對して全面的に反対するものではありません。

○委員長(寺尾豊君) 一言山田委員の只今の御意見に委員長といたしまして

申上げます。山田委員の御意見誠に御尤もでありますので、提案理由の説明者が、理由の説明書の中にさやうの懸念のあることを指摘し、そうしたことに十分の警戒をするということについて、その説明理由の中にこれを示したというふうな、私自身もさやう考えますので、さやうにしたい。決定してこれを上程いたします場合には、さやうな説明をいたしたいと思ひます。

これについて各委員の御賛成を得たいと思ひますが、如何でございますか。

○水橋藤作君 私が先ほど申し上げましたように、予算の裏付のないものを決議しても、要するに中味がないということをやつておるのでございまして、大蔵省ならば大蔵省が、それだけの予算措置を講じてくれるならば早急にやることもいいけれども、講話でも結ばれれば、それから予算措置ができれば、我々はこんなに決議してまでやらなくても、これは可能なものではないか、今新谷さんが言われるように、この放送が実施されるまでは半年なり一年なりかかるとすれば、やはりわざわざさう無理矢理に決議しなくても、時機が来れば、やはり自然的に到達するのではないか、こう思ふのです。併しながら全面的に反対するのではなく、成るほど我々はこれを決議して、海外放送が必要であるから、予算措置を講じてというならば、これは又考えが違ふのですが、その点はつきり将来の見通しがあるかどうか。ただ決議しても、今の自由党内閣で予算がないから駄目だと言へば、決議も駄目なんですから、その点をばつきり聞きたいのです。そうしないと賛否を明らかにできないのです。

○新谷實三郎君 水橋委員からの御意見も私も御尤もだと思ふのですが、その我々の今までのやつております決議というものは、或る場合には例えば平衡交付金の増額の決議というものは、これは予算的措置を講じてという意味の決議はまだまだつたわけではありませんが、最後に「本院は、政府が速やかに必要な措置を講じて国際放送の再開を図ることを要する」ということの中には、早く予算的措置も講じて、それから関係国家間の協議も早く進めると、細目をきめろということも入つておりましようし、さういつたことはすべて必要な措置の中に包含されておるのです。そこで実際の見通しからいふと、私も予算的措置もないのに、今速かにこれが実行されると思へないのですが、併し方向としては国際放送を再開することは、これはもうどの国でも当然やつておることでありまして、日本としてはこまに政治経済が回復して来て、まあ自立しようというときですから、日本の本当の状態を各

国に知らせるということ、これは山田さんの言われるように、知らせかたによつては悪くなるかも知れませんが、知らせかたによつては非常なプラスになる面が多いという点から、方向としては私は国際放送を再開するということには、私はこれは御同意を願ふのじやないかと思ふ。さうすると、その実施に必要な措置ですね、それにはいろいろの予算的なこととか、協定だのといふものはありましようが、同時に時期、方法についても十分考えやりなさいということも、これは考

えて頂いていいかと思ふのです。さういう意味で水橋君の言われるのも、我々の言つてゐるのも方向はちつとも反対じやないで、同じ方向に向いてゐると思ふので、できれば水橋委員にもこの決議案を出すことに御賛成を願つて、山田さんが言われたようなことについては、ここに但しといつたように、決議案に但しといふことは書けませんが、趣旨弁明の際に、さういふ実施の時期とか、方法については十分考えるようにという警告を入れて弁明してもらへば、大体委員会全体の空気を反映するのじやないか、さういふうに考えるのです。

○水橋藤作君 私はあえて固執するわけではありませんが、海外放送で金も要る、時期も、一時的なものを放送されて、あれこれ誤解を受けるようなことをやる必要があるか、予算的措置があるならば、国内電話でも直したらいいじやないか、もつと手許に金がかかる仕事があるのだ、而もそれを今決議してまで、急いで一時的だけの放送をここでやらんけりやならんという理由も見当らず、又これに對して海外放送なら三億、四億から金を出す。国内の電話のことはかまわないというのも理窟にならんと思ふのです。さういう意味において私は一応意見を述べたのですが、或いは固執するわけではありませんが、条件としては一時的な放送のみにするところの結果から、本当の手許にあるところのアジアの諸外国の感情を刺戟しないようにすること、それから今予算措置が講ぜられなければ、結局決議そのものは何にもならないことになるしするので、決議するからには、国会の権威において

もやはり実現させなければならぬのであつて、さうしたこと裏付がされれば、あえて固執しませんが、その条件を付けて頂ければ、さういふ含みを以て決議に賛成することにします。

○委員長(寺尾豊君) 只今新谷委員からの御意見もありましたので、水橋君のさうした懸念も、これも説明の中にさうしたことを織込むということにして、できれば、これは超党派的な問題でもありませんので、党派を超えて、全会一致の形で行きたいと思ひますので、さやうに一つ御賛同を得たいのであります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(寺尾豊君) それでは案文等につきましても、一つ専門員のところでも研究し、お手許にも、御意見ももう時間ありませんから、持回り等において御意見を述べることにして、一つ案文の作成を急ぐことにいたしたいと思ひます。

○鈴木恭一君 参議院は一応三十一日で自然休会に入らうというふなことをきめておりますので、成るべく本日中にこれをきめて頂いて、若し出し得るならば、明日の本会議に上程して頂きたい。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○委員長(寺尾豊君) ここに専門員のほうから、お手許の案文に對して多少修正をしたかどうかというのでありますが、それは丁度中頃からの「今や講和の機運極めて濃厚なる秋に當り、わが国の民主的、文化的国家としての」、さうありますところを、「わが国の平和を愛する民主国家としての」、さう草案を修正したならばどうかという意見であります、これは強く世界平和

という点を強調して置くほうが、山田先生の御意見にも合うように存じますので、そのような……。

○鈴木恭一君 それからちよつとお伺いしますが、この文句で最初から二行目の「役割をなすものであるが、わが国のそれは終戦以来中絶の状態にある。」というのですが、実はこれは終戦後も中国から南のほうへ放送しておつたのですが、これがいわゆるここに言う国際放送であるかどうかわかりませんが、少くとも電波は海外に飛んでおつたのです。ですからこれは「わが国のそれは終戦以来中絶の状態にある。」という言葉は要らないのじやないかと思ひます。

○専門員(後藤隆吉君) これは私電波監理委員会の方へ打合せしましたら、あれは国際放送ではないという解釈の下に、復興関係の業務で、そういう放送をさせられておつたのだ、こういうことを言つておられましたから、正確に言いますと、国際放送というのは中絶の状態にあると言つてよいというふうに考えたわけです。なおここに監理委員会のかたもおられますから、その点をお確かめなさるなら結構と思ひます。

○政府委員(長谷慎一君) お答え申し上げます。只今専門員のかたからお話がございますように、御指摘の放送は、私どもも、又関係方面も、国際放送ではないという考え方の下に処理をされております。なおこれにつきましては、特に日本政府宛に関係方面から賞書が出ておりまして、行なつておる次第でございます。

○新谷寅三郎君 今のお話の「平和を愛する民主国家としての成長」、これ

は結構ですが、その後の「国際放送によつて、直接に紹介すること」ということなんですが、この「直接に紹介する」でも勿論間違いはないのですが、言葉としては「国際放送によつて、諸外国に認識を深めること」というような意味のほうの方が、なおはつきりすると思うのです。前にも紹介というようになこともありますし、そういう意味に字句を変えたらいいのじやないかと思うのです。

○委員長(寺尾豊君) なおそのほかこの案文について御意見はございませんか。ではちよつと速記を止めて下さいます。

〔速記中止〕
○委員長(寺尾豊君) 速記を始めて下さい。

それでは案文をいま一度読み上げます。

〔後藤専門員朗読〕
国際放送の再開促進に関する決議案
国際放送は、国際親善と文化の交流に欠くべからざる役割をなすものであるが、わが国のそれは終戦以来中絶の状態にある。

戦争以来長い間国際社会から離れ、しかも戦後非常な変化を来したわが国としては、国の実情を外国に紹介できないことは、重大な損失である。今や講和の機運極めて濃厚なる秋に当り、平和を愛する民主的、文化国家としてのわが国の成長の実情につき国際放送によつて、諸外国の認識を深めることは喫緊重要なことである。

本院は、政府が速やかに必要な措置を講じて国際放送の再開を図ることを要望する。

右決議する。

○委員長(寺尾豊君) ではこの決議案文を以ちまして、一つ各党協同提案という形で、明日までしか会期がないといたしますならば、明日これを提案するように取計らいたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) さよう取計らいます。

○新谷寅三郎君 決議案を離れておるのでありますが、富安委員長に要望したいことがございます。最近いろいろ民間の放送の問題について噂が入つて参ります。私どもは個々の具体的な放送事業につきましては何ら関心を持つておりません。併し電波監理委員会としては、先般委員長談を發表せられまして、民間放送会社に対する許可の方針を一応闡明せられたわけでありまして、我々はこの方針が今の実情から申しまして、極めて適當であると考へておるのであります。従つていろいろの噂が出ておりますけれども、そういうことが現実にあつたわけによつて、あの方針を以て監理委員会としてはどこまでも善処して頂きたい。許可の方針のごときはたび／＼変わりますと、非常にこれは混乱を来す元になると思ひます。電波監理委員会としましては、あの方針によつてどこまでも強く進んで頂くように、この際富安委員長に私は要望して置きます。

○政府委員(富安謙次君) お答えいたします。只今御発言のありました電波監理委員会に対する強い御要望という点につきましては、十分にその御趣旨を尊重いたしまして、その線に沿

いまして、私どもの能う限りの努力をいたしたいと存じております。

○委員長(寺尾豊君) なお決議案につきましては、衆議院では関係方面に手続をとつたそうでありまして、調査をいたしました上、適當な措置をいたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

出席者は左の通り

委員長 寺尾 豊君

理事 村尾 重雄君
新谷寅三郎君

委員 大島 定吉君
鈴木 恭一君
山田 節男君
水橋 藤作君

政府委員

電波監理委員会委員長 富安 謙次君
電波監理長官 長谷 慎一君

事務局側

常任委員会専門員 後藤 隆吉君
常任委員会専門員 柏原 榮一君